

## ■過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による固定資産の課税免除について

1. 対象地域 上関町内全域

2. 対象事業

- ① 製造業
- ② 旅館業（下宿営業を除く）
- ③ 農林水産物等販売業
- ④ 情報サービス業等

3. 対象要件

- ① 青色申告をしている個人又は法人
- ② 個人の場合は、租税特別措置法第12条第3項、法人の場合は、租税特別措置法第45条第2項に規定する特別償却を実施しているか、又は特別償却を実施することができる資産であること
- ③ 取得価額が500万円以上であること

（※ただし、業種や資本金、設備等の種類によって下記のとおり異なります）

業種	事業者	対象設備 (令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの)	取得価額（※1）
製造業 旅館業（下宿営業を除く）	個人 又は 資本金が5,000万円以下の法人	事業の用に供する家屋、 償却資産（機械、装置）、 当該家屋の敷地である 土地（取得後1年以内に 対象家屋を着工した場 合に限る）	500万円以上
	資本金が5,000万円 超1億円以下の法人	新設、増設のみ	1,000万円以上
	資本金が1億円超の 法人	新設、増設のみ	2,000万円以上
農林水産物等販 売業 情報サービス業 等	個人 又は 資本金が5,000万円 以下の法人	事業の用に供する家屋、 償却資産（機械、装置）、 当該家屋の敷地である 土地（取得後1年以内に 対象家屋を着工した場 合に限る）	500万円以上
	資本金が5,000万円 超の法人	新設、増設のみ	

※1 土地は課税免除の対象となりますぐ、取得価額には含まれません。

令和3年3月31日までに取得した資産については、旧法の過疎地域自立促進特別措置法に基づき、取得価額が2,700万円を超えているものが対象。

#### 4. 課税免除の期間

固定資産税を最初に課税すべきこととなる年度以降3年間

#### 5. 申請方法

次の書類を、当該年の1月31日までに提出してください。

- ① 固定資産税の課税免除申請書 又は 固定資産税の不均一課税申請書
- ② 登記簿謄本（法人・土地・建物）
- ③ 工場（建物）等配置図
- ④ 工場（建物）平面図
- ⑤ 建築確認通知書の写し
- ⑥ 契約書の写し（土地・家屋・償却資産）
- ⑦ 法人税法施行規則別表16「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の写し
- ⑧ 所得税法施行規則第65条の規定に基づく「青色申告決算書」の写し

#### 6. 申請書提出先及び問い合わせ先

○申請書提出先

住民課 税務係 ☎62-0313

○過疎地域等についての問い合わせ先

企画財政課 企画調整係 ☎62-0316